

自治基本条例素案市民説明会でのご意見等の概要(平成24年6月10日、17日実施)

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する条項 | 説明会参加人数 | |
|----|-------|---|--------|---------|-----|
| | | | | 人数 | 人数計 |
| | 門真小学校 | 特になし。 | | 13人 | 13人 |
| 1 | 速見小学校 | (自治基本条例素案市民説明会について、)自治会で回覧も回っているが、あまり関心がない。小学校区というのはある程度色々な団体が集まって活動しており、その中でなぜ地域会議が必要なのか。今の取り組みに問題があるというのか。今は地域の現状に見合った形で、小学校区単位で地域のいろいろな取り組みを進めているので、逆にやりにくくなるのではないかと思う。それならば、中学校区ぐらいの大きさにし、全く違う組織として取り組みを進めた方がやりやすいのではないか。 | 第16条 | 7人 | 20人 |
| 2 | | 地域会議への支援方法は別に定めると書いているが、もう定めているのか。 | 第16条 | | |
| 3 | | 地域会議について小学校区としているが、中学校区ではいけないのか。 | 第16条 | | |
| 4 | | 地域会議や校区という単位については議論したのか。 | 第16条 | | |
| 5 | | (自治基本条例素案の取りまとめに至った、)これまでの経過について書かれているが、なぜ2年もかかるのか。民間なら1カ月でできる。職員がそれだけいて、税金を使ってやっているのだから、2年もかけるなんて信じられない。 | その他 | | |
| 6 | | (自治基本条例について、)議会にいつ提案するのか。 | その他 | | |
| 7 | | 議会は市民の代表である。委員会等でも相当審議されるのだから、一度任したらいいのではないか。このような市民説明会に時間をかけるより早く議会に出すべきである。 | その他 | | |
| 8 | | 門真には生活が苦しい住民も多く、生活保護世帯も多い。そのような市民に対して、このような希望や理想を掲げる条例はなじむのか。絵に描いたモチになるのではないか。 | その他 | | |
| 9 | | 職員も大半が他市の市民であり、実態を知っているのは門真市に在住している3割程度の職員である。また、その3割は現業職員が多く、事務職員は本当に少ない。条例の理念は解らないこともないが、なじまないと思う。 | その他 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|--------|---|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 10 | 上野口小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例をこれからどう進めるかというプロセスが大切である。どのようにプロセスをスケジュール化してPDCAを行い、それぞれの校区のレベルアップを図るのが問題だと思う。(現状の地域の取り組みを見ても、)校区のリーダーによって、活動内容にかなり温度差がある。 ・文章で書いてもなかなか理解できないので、老人の方でも見るだけで分かりやすいように漫画などで表現したマニュアルを作成し、条例を浸透させていかないといけないと思う。 ・条例の条文の中に命の大切さ、警察と連携した防犯活動について加えて欲しい。 | 条例全体 | 12人 | 32人 |
| 11 | | 条例全体で罰則規定が書かれていないが、拘束性を持つものではないのか。 | 条例全体 | | |
| 12 | | 自治基本条例を作った意図は何なのか。市民、議会、市役所が行政を進めていく中でこのような問題があったからというものを出示していただけたら、条例、課題に取り組む一つのステップになると思う。 | 条例全体 | | |
| 13 | | 門真市だけが、(自治基本条例の制定に向けた)動きをしているのか。 | 条例全体 | | |
| 14 | | 自治基本条例を作り始めた経緯は、国や府からの指導等によるものなのか。 | 条例全体 | | |
| 15 | | 17条の自治基本条例推進委員会は、具体的に何か動きがあるのか。市民の公募と書かれているが、どのような形で進められるのか。 | 第17条 | | |
| 16 | | 17条の自治基本条例推進委員会の委員の公募委員の募集は、広報などに載るのか。 | 第17条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|--------|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 17 | 古川橋小学校 | 自治基本条例はあくまで理想。地域の課題について、自治会で解決を図れということなのか。極端に言えばそう取れる。 自治会、地域で課題を解決しろと言うのなら、そこまでできない。 | 条例全体 | 12人 | 44人 |
| 18 | | 条例は当り前のことを書いていて、常日頃から地域で心掛けて取り組んでいることである。条例を作るメリットが分からない。例えば第10条の内容は、今までやっていなかったのかと言うと決してそうではないと思う。12条の内容も今までしていなかったということではないと思う。 条例ができることで、市民にこんなメリットがあるという部分が見えなくて、我々が普段やっていることに対して、条例という名前を書かれたらメリットではなく、地域の課題解決を地域に押し付けるといふデメリットを感じる。これを条例で出すのであれば、ここにいる人は積極的なので、むしろ説明会に来ない人達に知ってもらい、浸透させる手立てを考えてもらいたい。 | 条例全体 | | |
| 19 | | 条例全体を通して、主権者はだれか。市民、議会、市役所が対等だという話をしている。条例の中で主権者は市民であることを明記する必要があると思う。市民、議会、市役所を横並びにしているから、例えば5条の情報共有で市民は自分の持っている情報を言う義務責任があると取れる。他市の事例を調べると、市役所及び議会としか書いていなくて、対等としてこれを無理に3つ並べるからいけない。横並びにするのは良いが、先に市民が一番上にあるという定義のもとで議会、市役所の責務の話をしていかないと市民に押し付けるような内容のものが結構ある。主権者、主体は市民という文言がある。3つを一緒にせず話をしていった方が良いと思う。 | 条例全体 | | |
| 20 | | 市民、議会、市役所が協働で進めていくとあるが、協働するのであれば、同じ目線に下がってこないといけない。上からものを言っている感じがする。協働というのであれば共に働いて、動いて欲しい。 | 条例全体 | | |
| 21 | | 情報共有という条文があるが、例えば生活保護にかかっている人がパチンコをしている、車に乗っているという情報を市はどのように調査するのか。 | 第5条 | | |
| 22 | | 門真市に犬や猫、騒音問題などの迷惑防止条例はあるのか。 | その他 | | |
| 23 | | 迷惑防止条例について、市会議員の誰一人として提案しない。どこに行っても言えば良いのか。 | その他 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|-------|--|------------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 24 | 二島小学校 | 条例素案(の内容に書かれている取り組み)について、他市の事例があれば教えてほしい。 | 条例 全体 | 29人 | 73人 |
| 25 | | 条例がわかりにくいというご意見があったが、古典の教科書のような。古典の教科書を現代語訳したものを聞いている感じがする。訳し方が違うのではないかと思うところが何点かあり、条例に本当にそういうことを書いているのかと思うところがある。例えば、第16条の身近な共同体意識が可能な一定の地域がなぜ小学校区単位になるのかがわからない。小学校区単位となる根拠は何条にあるのか。 | 条例 全体 第16条 | | |
| 26 | | 身近な共同体意識が可能な一定の地域＝小学校区の根拠が希薄である。小学校区で区切られると非常に不便な地域の人も多いと思う。今後不都合が生じるのではないかという懸念を抱く。 | 条例 全体 第16条 | | |
| 27 | | 第6条の総合計画はもうでき上がっているのか。 | 第6条 | | |
| 28 | | 第14条に、「お互いが見えやすく～開かれた環境形成に努めます」という条文があるが、具体的に情報共有の促進というのは、今まで取り組んでなかったことを促進するということで良いのか。例えばインターネットでリアルタイムで市の会議などを見ることができるようになるのか。実際、ここに集まっている人はごく一部で、若い人も含めてほとんどの人がこの説明会自体を知らない。そのまま市民全員の条例を勝手に決められても、市民の意見が反映されているとは言い難い。今後はそれを改善して促進していくという気持ちがあるのか。 | 第14条 | | |
| 29 | | 個人がどのように地域会議に携わっていくのかがイメージできない人が多いと思う。今、自治会やコミュニティに参加している人はそこを通じて、地域会議に参加していけばいいと思うが、そうでない人はどうやって参加していくのか。今、参加していない人が、地域に出て何かをしようとするのかという不安がある。また、(市内全域での地域会議の設置は、)3年くらいかけてと説明していたが、今自治会が存在しないエリアや、活動が停滞しているエリア、希薄化しているコミュニティに対して、地域会議がこの問題を補完していくのか。結局、同じ人が集まってすることになるのではないのか。また、地域会議が早くできるところとできないところがあり、門真市の中でも格差が生じるのではないかと思う。 | 第16条 | | |
| 30 | | 地域会議はどちらの校区にアプローチしていくのか。また、自治会主体となるのか。 | 第16条 | | |
| 31 | | 地域会議は今後、何年くらいで各校区でつくっていただく予定なのか。 | 第16条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|--------|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 32 | 二島小学校 | 地域会議について、安心・安全な地域、住みやすい地域と書いているが、事業所関係は欠かせないと思う。事業所の理解を得られるような取り組みをしているのか。 | 第16条 | | |
| 33 | | 地域会議の市内全域での設置について、3年くらいかかると説明していたが、条例に明記し、取り組んでいくというのなら、最初から設置に向けて取り組んでいくべきである。その中で、先行する所や遅くなる所もあって良いと思うが、3年と思わず順番にやっていかないと結果も出ない。3年もかかるのはどうかと思う。 | 第16条 | | |
| 34 | | 地域会議で(地域の課題解決に向けて、)色々やっていくということで、当然議会も関わってくると思う。地域会議と議会の関係はどうなっているのか。 | 第16条 | | |
| 35 | | 第17条の推進委員会の設置はいつごろか。 | 第17条 | | |
| 36 | | 自治基本条例の制定予定はいつごろか。 | その他 | | |
| 37 | 五月田小学校 | 自治基本条例(の制定に向けた取り組み)は全国的に行われているのか。門真市だけ(が取り組んでいるもの)なのか。 | 条例全体 | 10人 | 83人 |
| 38 | | 47都道府県の市町村が、(自治基本条例の制定に向けた)取り組みを進めているのか。 | 条例全体 | | |
| 39 | | 自治基本条例は必要なものか。なぜ必要なのか。 | 条例全体 | | |
| 40 | | 最近、門真市に移り住んで、松下幸之助さんが工場を置いておられるので、イメージではもっと良いまちかと思ったのですが、汚い、臭い、凄まじいまちだと思う。それは住民も悪いと思うが、結局は行政が何とかしないとイケないとその場限りで施策を進めてきた結果が現状と思う。現状を考えると、こういう条例が必要という以前の問題でもっとやるべきことがあるのではないかと思う。 | その他 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|--------------------------------------|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 41 | 東 小 学 校 | (地域会議は原則、)小学校区単位ということだが、校区にはNPOや青少年指導員、民生委員、ボランティアやキッズサポート等の活動があり、集まって会議などをしており、顔も分かる。しかし、自治会などに入っていない人も含めるとなると、話し合う場所もない。以前は一緒に取り組むようなものもあったが、財政がどうかいってそれを無くしたのは市である。(←以前は広報の配布やごみ集積を通じて、自治会活動に熱心でなくても、地域に関わる人がいたのに、それらが無くなって、地域の活動に参加する人が限られるようになったことについて言っている。)校区単位での取り組みの重要性の趣旨は分かるが、無理な面も出てくると思う。このような説明会に地域の活動にあまり関わらない人に来てもらって、色々取り組んでもらえるよう、市の方から積極的にアプローチしていくべきである。 | 第16条 | 14人 | 97人 |
| 42 | | 地域会議について、新鮮味を感じない。現実、自治会を脱退する人も多く、役員だけがやっていて、参加してもらえない状況にある。ある地域では、自治会組織自体が危ない状況である。市役所がどのようにして住民が連携する理想郷を作るのか。また、一概には言えないが、地域の中で一番活動に参加しないのは、市役所の人間、大企業の人間など、生活が安定している人ばかりである。市役所からこのような持ちかけがあっても、実際に参加しているのは、生活の不安がある人ばかりである。現実問題とかけ離れている。 | 第16条 | | |
| 43 | | 立派な条例であるが、今、自治会に加入することのメリットが問題になっている。今は、ごみも個別に取りに来てくれて、自治会に入るメリットがない。また、広報に避難所は載っていても収容人数がどのくらいなのか、非常食はどれだけあるのかなど、徹底して踏み込んだ情報がほしい。 | その他 | | |
| 44 | | 防災について、本当にこの避難所で災害時に地域の人を収容できるのか。本当に災害が起こったときにどうするのか、きちんと示してほしい。 | その他 | | |
| 45 | 門 真 み ら い 小 学 校 | 案の段階で市民に対して責任を押し付けている気がする。どこまで市民に期待されているのか分からない。極端に言ったら市役所はお金をもらって職務をしている。市民は税金を払って生活をしている。そこに最初から格差があるのに、(市と市民は対等で、)市民に責務を負いなさいと盛り込まれているがもう少し段差を埋められないかと思う。 | 条例全体 | 20人 | 117人 |
| 46 | | 第3章7条市民の責任とあるが、市民、議会、市役所の平等・対等について、議会は市長も入れて40~50人で、ここにある議会議員の任務はすぐに組織を通じてガバナンスが確立できる。市役所も800人程度で組織を通じてこうしようというのは日常業務の延長で十分にできる。しかし、市民に責任と義務を持ってやれとなれば、難しいと思う。どこまで市民に対して期待をしているのか。具体的なことについて提案してもらって市民に協力を求めることを決めて指示をもらうことが大切と思う。 | 第7条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|--------------------------------------|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 47 | 門 真 み ら い 小 学 校 | 地域会議を作るということで、地域会議の活動イメージとして書いているのは現に自治会がやっていることだが、それが薄いということなのか、もう少し気合を入れてやれということなのか。例えば、北小の跡地をどうするのか、我々は色々な意見を持っているが、どうまとめるのか、校区だけでやっていいのか、市全体でやるべきことなのかという提案を市の方からやってもらわないと、自発的にやって下さいと言っても誰が核になってやるのか、どう進めるのかこれでは良く分からない。市が問題提起をして市民がどう関わっていくのかという具体的な提案があれば良いが、実際どう進めるのかが見えない。この校区でも1万8千人市民がいるのに、どういうふうに伝達するのか、市民力を上げるのはかなり難しい。 | 第16条 | | |
| 48 | | 条例の中で地域会議が中心になると思うが、今考えている中で地域会議を集めたり運営されたり、誰が中心に動くのか。 | 第16条 | | |
| 49 | | 今の段階で、地域会議の進め方をもう少しはっきりしとかなないといけないと思う。これだけのことをまとめていこうと思えば、ある程度市が入ってこないといけない。 | 第16条 | | |
| 50 | | 地域会議設立の説明会後も、市がある程度中心となってやっていきたいという意味合いが含まれているのか。 | 第16条 | | |
| 51 | | ある程度立ち上げて、後は住民ばかりが苦勞するとなれば、市役所が補完的な動きで補っただけではいけない。そうでなく、高い理想を掲げられているわけだから。 | 第16条 | | |
| 52 | | 素案ができて今後どう進めていこうと考えているのか。 | その他 | | |
| 53 | | パブリックコメントもインターネットでやっているから市民からの了解を得ましたということが非常に多い。フィードバックされることはほとんどないのではないかと思う。事務局の思うように進んでいくのは大体のパターン。そのところ自治会の中で動いている者としてどうかと思うことがある。 | その他 | | |
| 54 | 砂 子 小 学 校 | (自治基本条例に、)罰則はあるのか。 | 条例全体 | 15人 | 132人 |
| 55 | | (自治基本条例に、)議員のことを書いているが、この趣旨について本当に知っているのか。議員の意識改革等はどうなっているのか。 | 第10条 | | |
| 56 | | 地域会議の活動イメージにすべてクエスチョンがついているが、これは地域で勝手に取り組めと言っているのか。特に、「動物のフン害や不法投棄はありませんか?」とあるが、これは自分たちで処理しろということか。それとも役所に連絡したらいいのか。 | 第16条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|---|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 57 | 砂子小学校 | (地域会議の取り組み内容は、)まだ具体的なことが決まっておらず、会議で決めていくというが、動物のフン害や不法投棄等の問題について、市の職員に電話して解決するようなことなのか。 | 第16条 | | |
| 58 | | 立派なことは書いているが、日本政府と一緒にマニフェストだけ作っても、どこまで実行できるのかわからない。だから、もう少し内容が煮詰まってから、このような(説明会等の)機会を設けた方がいいのではないか。 | 第16条 | | |
| 59 | | 子ども会や老人会など色々な団体が集まって、地域を良くしようと課題解決に取り組んでいるような校区はどこにあるのか。また、実際に見に行ったのか。 | 第16条 | | |
| 60 | | (子ども会や老人会など色々な団体が集まった取り組みについて、)それは各団体が個別に協議しているか。それとも、ひとつに集まって協議しているのか。 | 第16条 | | |
| 61 | | 地域会議はそれぞれの校区で取り組みということか。 | 第16条 | | |
| 62 | | どこの団体も自分たちのことで精いっぱいでもしない。各会長にきちんと周知したが、市民説明会に誰も来ず、こんな説明会であれば意味がない。役所のパフォーマンスであり、いらぬ経費を使ってやるほどではない。各自治会の集まりで話した方が意見も出る。 | その他 | | |
| 63 | | (校区内の各自治会の)会長に話をしたいのであれば、こちらから連絡もする。その方が地域会議について、早くまとまると思う。 | その他 | | |
| 64 | | 自治基本条例は非常に立派な条例だと思う。せっかくできたのだから互いに協力していくことが必要である。この条例を制定するために、周知の手立ては市の職員がやっているのか。具体的にどういう周知方法を行っているのか。 | その他 | | |
| 65 | | 自治会の脱退者が増え、後悔するような事態に陥っている。行政が自治会に財政支援などをしていくということだが、門真市内の自治会の状態はどういう具合なのか。そして、それをどうやって再生していこうと考えているのか。 | その他 | | |
| 66 | | 野良猫や野良犬の苦情は出てくる。その辺りはどうしたらいいのか。 | その他 | | |
| 67 | 結局は(地域の課題について、)自分たちで取り組みということではないか。 | その他 | | | |
| 68 | 門真市役所の職員の態度は昔に比べてずいぶん良くなった。説明にもあったとおり、市役所の職員も市民だということだが、市役所の職員の意識改革が難しい。(市民説明会で条例素案の)説明等は、市役所の職員がしているが、(今後、)推進委員会などの人が説明してはどうか。 | その他 | | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|----|----------------------------|---|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 69 | 北 巢 本 小 学 校 | 地域会議をやるとなると、北巢本校区としてやるのか。例えば北巢本なら5つの自治会があるが、その人たちが集まって会議するということだと思うが、老人クラブや子ども会、民生委員と書いているが、(北巢本校区では、)我々各種団体はあくまで自治会の傘下にある。上島町はかなり活動している。ボランティア部会では、アドプロードの掃除が月1回、講演会が年2回、グランドゴルフが年2回、独居老人ホーム年2回、校区では盆踊り大会1回、体育祭1回、社会福祉委員会では、野外の広告物の撤去を年6回、こんなに取り組んでいるのは上島くらいではないか。子ども会では、月1回、廃品回収と神社の清掃、校区では小学校の鍵あけ、キッズサポーター、完全にボランティアである。そういうことを引き続き取り組むとした場合、上島町では取り組んでいるが、他の町は何をしているかわからない。そんなことを北巢本校区として一同に地域会議で取り組むとなると、まとまりがなく、難しいのではないかと思う。 | 第16条 | 34人 | 166人 |
| 70 | | 大きな会議をするほどの問題はなく、基本的には役所と取り組みたくはない。用途が限定されたようなお金も要らない。今まで十分地域でさまざまな取り組みをしてきている。盆踊りも北巢本では取り組んでいるが、どれだけ門真市内の小学校区で実施できているのか。できていないところばかりである。 | 第16条 | | |
| 71 | | 地域会議の活動イメージとあるが、門真市が率先して専任班を作って、門真市はそんなに広くないのだから、地区ごとに分けてこの項目はこれ、この項目はこれ、ぐるっと回るくらいの熱意がないとみんなついていかない。条例だけあっても何も良くならない。専任班でまちのなかがどうなっているか見てもらわないといけない。 | 第16条 | | |
| 72 | | 市役所は財源と人材を確保すると書いているが、交付金なんて、市のお金もないのにどこから持ってくるのか。我々はボランティアでしているのに、お金と人材で何でもできると思うのは大間違いであり、筋違いである。国からの交付金をあてにしているのか。 | 第16条 | | |
| 73 | | 色々やっている組織の人に聞くべきである。防災関係や社会福祉関係はどうなっているのか。 | 第16条 | | |
| 74 | | 理念だけではないのではないか。具体的なこと(地域会議について)を書いている。理念条例なら、自治の基本条例だけでいい。(地域会議については)活動していない人が書いている。汗水流して市域のために活動している人のためにはならない。 | 第16条 | | |
| 75 | | 条例というのは守らなければならないし、(地域会議は、)きちんとした組織に運営してもらわないといけない。条例にはボランティアという記述はない。(地域会議の設置については、)地域の中の会議で決まるとして、それは各団体等で決まると思うが、各自治会も取り組まなければならないのか。 | 第16条 | | |
| 76 | | 地域のリーダーは、(校区自治連合会の会長と地域会議の会長の)2人も要らない。1人で十分である。 | 第16条 | | |
| 77 | | 市民検討委員会の22名の内訳は、どのようなメンバーなのか。北巢本から出ているのか。 | その他 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する条項 | 説明会参加人数 | |
|----|-----|--|--------|---------|-----|
| | | | | 人数 | 人数計 |
| 78 | | (市民検討委員会の委員を)公募したと言っても記憶がない。自治会への説明が必要であったと思う。 | その他 | | |
| 79 | | 公募とはどういう基準なのか。広報に載せたら公募なのか。説明会等で説明した上で公募したのか。 | その他 | | |
| 80 | | ホームページで公募しても、役に立たない。 | その他 | | |
| 81 | | 役所は自治会を要らないと思っているのか。 | その他 | | |
| 82 | | そういうこと(自治会を無くすこと)は良くない。(北巢本校区では、)我々はあくまで自治会の傘下であり、老人会、婦人会、子ども会は助成金をもらって活動している。 | その他 | | |
| 83 | | 自治基本条例を作るのになぜ(市民検討委員会の委員の公募について、)自治会に声をかけないのか。このようなものは作りなおしである。初めから間違っている。 | その他 | | |
| 84 | | (地域会議について、)自治会抜きにして取り組むのであればそれで良い。そのかわり自治会は一切知らない。自治というのは、市民と役所で協力してやることなのに、自主的にやっている自治会にひとつも声をかけないのはおかしい。 | その他 | | |
| 85 | | (北巢本校区では、)NPOみたいな団体と自治会は相いれないところが多い。自治会は全部無償で取り組んでいる。自分たちの仕事(行政で取り組むべきこと)を地域に下ろしてきてどうするのか。 | その他 | | |
| 86 | | (自治基本条例について、)老人クラブの理事会の説明で聞いたが、自治会が問題になっている。北巢本校区だけが連合自治会を抜けているということで、(地域会議の設置について、)北巢本だけボイコットしているのかと自分は思った。他の地域の自治会には(自治基本条例を作ることを)言っていて、北巢本にだけ言っていないのかと思ったが、そういうことはしてないのか。 | その他 | | |
| 87 | | 北巢本の自治会はどのような組織で、今どういう活動をしているのかを誰かに聞いたりして知っているのか。まずそれを調べて、このようなことを活動に加えてほしい、役所はこのようなことをしますというのを提示しないといけない。現状を調べたか。 | その他 | | |
| 88 | | 自治会に何の相談も報告もない。ホームページなんて誰が見るのか。ホームページの作り方が悪いということも何度もいっている。全員が全員ホームページを見れる状況でもないと思う。 | その他 | | |
| 89 | | (市民検討委員会の委員)22名の中で、各地域の防犯委員が何して、どのように取り組んだら良いか、福祉はどのようになっているか、熟知した上で、この委員会で検討しているのか。22名は色々な団体のエキスパートが来ているならいいが、エキスパートなんて公募では来ないと思う。 | その他 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|--|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 90 | 北 巢 本 小 学 校 | (市民委員は)きちんとしたメンバーを呼ばないといけない。それと、現状、何をしているか調べてから、組織等考えるべきである。 | その他 | | |
| 91 | | 役所の中でセクションは違うと思うが、ゴミの話なら環境だし、学校関係なら教育委員会だが、各セクションに聞いて把握して、どういうことを地域にお願いしているのか調べるべきである。 | その他 | | |
| 92 | | (各校区における取組を)実際どのようにしているのか。今、各校区、各地域で何をしているのか調べてほしい。聞きにきてほしい。 | その他 | | |
| 93 | | 今までの古い各種団体に助成金は出ている、新しいボランティア活動については無償だということについて、その辺りきっちりするべきである。交通専従員はお金が出ているとか、有償のところと無償のところがあるから、そのようなことは一切なしにしないといけない。 | その他 | | |
| 94 | | (条例素案市民説明会について、)地域の要望とすり合わせて大切にしていこうところなら話も聞くが、役所の話ばかりである。今まで(役所は自治会に)何をしてくれたのか。 | その他 | | |
| 95 | | (地域会議の設置について、)自治会を頼るのであれば、北巢本の会長や校区長もいるのでそこにきて説明してほしい。 | その他 | | |
| 96 | | 自治基本条例の趣旨がわからない。条例ができたなら従わないといけないのか。 | その他 | | |
| 97 | | 上島町は自治会はしっかりしていて、私たちは助成金をもらっているから協力しないといけないと思ってやっているが、(他の人は)協力なんてしないと思う。 | その他 | | |
| 98 | | 今の状態を出したら、みんな(自分たちは)何もしない。みんなが協力できる形にしてもらわないといけないと思う。 | その他 | | |
| 99 | | 今までのところを噛み分けしてもらって、今はまだ案なのだから、正式にまとまるようなら、また北巢本校区の自治会にきていただいたら良い。 | その他 | | |
| 100 | このままいったら私たちは何もしない。1時間も呼んで、これだけ意見を聞いたのだから、それに対してきちっと応えなければいけない。 | その他 | | | |
| 101 | 大 和 田 小 学 校 | 条文、説明の中で何回も市民が主体と言っているが、市民の意見に対して市役所は全面的に協力するということが良いのか。 | 条文全体 | 21人 | 187人 |
| 102 | | 今後の地域会議の設立に向けた具体的なスケジュールをお願いします。 | 第16条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|---|--|--------|---------|-----|
| | | | | 人数 | 人数計 |
| 103 | 大和田小学校 | 地域会議の活動イメージで良いことばかりが書かれているが、それに対して阻害されるデメリットの部分は書かないのか。我々が地域会議をしようと思ったときに、一番に個人情報(個人の年齢、電話番号)が弊害になると思う。それを言われるとストップしてなかなか前に進みにくい。だから、デメリットもお知らせいただければと思う。 | 第16条 | | |
| 104 | | 地域会議ができたときに、いざというときに高齢者を守るため、(地域の人を)信用するという面で、個人情報を教えて欲しい。 | 第16条 | | |
| 105 | | 今まで、協働ということで我々は何でも協力しないといけない、何でも押し付けられてきていた。今回はこういう押し付けをなくして、皆さんの意見を取り入れながらと言うが、現実には自治会に何でも任せてお願いしていただくが多すぎる。もっと自治会を理解して、一緒に取り組んでいくなればそれで良いので、自治会の立場を理解してほしいと思う。 | 第16条 | | |
| 106 | | 地域会議の構成について、事業所はどこまでを含めるのか。地域で仕事をしている人も入れるわけですか。 | 第16条 | | |
| 107 | | 地域会議の構成について、ボランティア団体も入ってくるのか。 | 第16条 | | |
| 108 | | 自治会自身もボランティアであるので、改めてボランティアを外から連れてくるということなのか。 | 第16条 | | |
| 109 | | (地域会議が取り組むべき)課題はかなり広い範囲であると思う。 | 第16条 | | |
| 110 | | 地域会議を構成は、全部ボランティア団体だから、ボランティアという書き方をなくしても良いかと思う。皆で協力してやっていければ良いのではないかと思う。 | 第16条 | | |
| 111 | | 小学校区で地域会議を立ち上げると言うことは、地域によって早い、遅いがあり、ある地域ではやっているがある地域ではやっていないとバラつきが出て、地域での不公平さが出てくるが、調整、監督は市役所がするのか。 | 第16条 | | |
| 112 | | 大和田校区で以前は自治会に加入していたが、脱退している人たちがいる。そういう人たちを地域会議ではどのようにするのか今後検討してもらいたい。 | 第16条 | | |
| 113 | | 地域会議に対する考え方は分かる。別に自治会に入っていない方でも良いが、どこにも所属されていない方にどうやって連絡を取れば良いのか。市民をあげて参画してもらいたいのであれば、連絡の手段についても検討してほしいと思う。 | 第16条 | | |
| 114 | | (地域会議の構成について、)小学校は関係するのか。 | 第16条 | | |
| 115 | (地域会議の範囲は原則、)小学校区だと言っているのだから、なおさら小学校に入ってもらわないと、今後、難しいことが生じてくるのではないかと思う。 | 第16条 | | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|-----------|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 116 | 脇田 小学校 | 自治基本条例について、当たり前のことをきれいな文章にしている。「努めます」や「進めます」と書いているが、努めなかったらどうなるのか書いていない。そこまで謳ってもらわないといけないと思う。ある会議で、教育委員会が各種団体に協力してもらって少年非行をできるだけなくしていきたいという話があった。そのときに会長が、4中校区と2中校区の少年非行について何か認識しているかという質問をしたら、教育委員会から一切知らないという答えが返ってきた。市民、各種団体に協力を促すというのはいいが、もっと役所が地域や市民のことを知って、初めてこういう条例を制定すべきではないかと思う。文面も難しい。実際に制定される時、どこまで(条例素案市民説明会で)意見が反映されるのか。パブコメで意見を出す人はごく一部である。校区の会議に役所の人間が出向いて、地域の意見を聞いて、それをまとめた方がもっと身になる条例になる。今日せっかく暑い中、みんな来ているのだから、聞いて終わりにならないようにしてほしい。 | 条例全体 | 25人 | 212人 |
| 117 | | 自治基本条例について、かなり肩肘張った印象を受ける。自分は田舎育ちで向こう三軒両隣、集落全体が隣近所みたいに生活していきたくはここはそうではないので、よくわかる。第4条1号に最高規範性とあり、どこかには門真市の自治の憲法という文言もあったが、なぜそこまでの表現にするのか。もっとみんなが仲良く進めていけるような言葉が良い。あまりにも、条例というものにこだわっている気がする。 | 条例全体 | | |
| 118 | | 第7条6項で、「市民は子どもの健全育成を図るため」と、子どもだけピックアップしている。市民には、老人もいれば成人もいて、子どももいる。なぜ、子どもだけピックアップしているのか。 | 第7条 | | |
| 119 | | 将来を担う子どもたちに、住みたい住み続けたいと思えるまちを引き継ぐために、子どものために何かしようという印象があるが、現在住んでいる老人や成人が背景になっている。なぜ今住んでいることを大切に、みんなで仲良くしようということにならないのか。環境の問題でも、将来の子どものために悪い環境を残さないという変な雰囲気がある。 | 第7条 | | |
| 120 | | 地域会議の活動のイメージについて、すでに地域でやっていることではないか。 | 第16条 | | |
| 121 | | (地域の課題については、)校区で取り組むのか。(今自分が所属しているのは)小さな自治会なので、何かまた役が増えるのか。有志で取り組むことならいいと思う。書いていることは大切なことだと思うが、負担等を考えると自分が出ていくのは不安がある。(地域会議は)どのような構成ででき上っていくのか。 | 第16条 | | |
| 122 | | 会議に参加できてない地域ができるというのは情けない話である。そういうこともきっちりやっていただきたい。(地域会議を設置できない地域があるのは問題があるという認識。) | 第16条 | | |
| 123 | | (地域会議を設置することによって、自治会等の地域の団体に)負担がないようにお願いしたい。 | 第16条 | | |
| 124 | | (自治基本条例の)内容は非常に常識的である。地域会議がポイントになると思うが、現在、門真には120くらいの自治会がある。しかし、連合自治会に入っているのは107くらいしかない。一方では、自治会から脱退する人もいる。地域会議を集約するなら相当上手く集約しないと、地域会議から埋もれていく人もいっぱいいると思うので十分考慮してもらいたい。 | 第16条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|-------|--|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 125 | 脇田小学校 | 条例の制定はいつごろを予定しているのか。 | その他 | | |
| 126 | | 年内に(自治基本条例)はできるのか。 | その他 | | |
| 127 | | (地域会議の)予算はどのようになるのか。 | その他 | | |
| 128 | | 情報公開と書いているが、今情報を公開しないようにしているから色々な支障がある。個人情報をもっと発信するようにしないといけないと思う。そのあたりも十分配慮して情報発信をお願いしたい。生活保護の人もたくさんいるが、誰が生活保護かわからない。そういう情報も公開したら良いと思う。そのような面も含めて市民の意見を反映してほしい。 | その他 | | |
| 129 | 沖小学校 | 条例全体を通して、市民が自分で地域の課題全部に取り組みという内容に見える。市民が勝手に地域の課題に取り組み、何かあれば後から市役所が意見を聞いたら良いという説明の仕方ではないか。 | 条例全体 | 20人 | 232人 |
| 130 | | (自治基本条例は、)市民の人がきちんとしなさいという説明の仕方に聞こえる。 | 条文全体 | | |
| 131 | | (自治基本条例が定めるものは、)市民、議会、市役所が協議して一緒に取り組んでいくということですね。間違いないですね。 | 条文全体 | | |
| 132 | | あくまで自治という形で考えておられるということで、地域の中で活動している団体を考えると、宗教団体や政治的イデオロギーを持った団体があると思う。そういう人たちが自分達の方向に持っていくような進め方をやめていただくような形で(地域会議を)作ってもらえたらと思う。このままだと、イデオロギーが蔓延する可能性があるという気がする。自治基本条例を見る限りでは、その辺りで何かがあったときにどのようになるのかという気はする。 | 条文全体 | | |
| 133 | | 各校区温度差があると思うし、住民も色々な考え方を持っておられるので、100%の賛成は不可能なので、7割、8割賛成したら、地域会議の設置に向かって行ったら良いと思う。 | 第16条 | | |
| 134 | | 地域会議の設置について、校区が反対したらどうなるのか。 | 第16条 | | |
| 135 | | 門真市(の地域コミュニティへの支援)は各校区バラバラで進めていくということなのか。 | 第16条 | | |
| 136 | | (地域会議で取りまとめた)市民の意見や要望に対して、できる、できないは市役所が判断するのか。 | 第16条 | | |
| 137 | | 地域会議の構成について、自治会等と書いてあるが、自治会が中心になり動いていくということなのか。 | 第16条 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|--|---|--------|---------|-----|
| | | | | 人数 | 人数計 |
| 138 | 沖小学校 | 地域会議の主体はどこなのか。集まるとなれば、誰が号令をかけるのか。 | 第16条 | | |
| 139 | | 地域会議の構成について、なぜ自治会等と書いているのか。 | 第16条 | | |
| 140 | | (門真市を)住みやすいまちにしていくということであれば、公園を全自治会に作っていくという予定はあるのか。 | 第16条 | | |
| 141 | | 例えば、(地域の総意として、)公園を作るとなると、地域から場所はここにあると言って、ここがあると公園はできますかということに関しても、(地域会議で)話し合いはできるということか。 | 第16条 | | |
| 142 | | 地域会議は結局、地域の声を吸い上げると言うことなのか。 | 第16条 | | |
| 143 | | 地域会議の構成について、地域の各種団体の人たちにお願いするというよりも、今日の説明会のような一般市民が話し合う、意見を出し合う場を設けてはどうか。わざわざ各種団体が集まってきたら、今までと変わらないと思う。 | 第16条 | | |
| 144 | | (地域会議は、)オープンな形で、参加したい人に参加してもらって、意見を吸い上げていってもらう形にしていけないといけないと思う。固い形では、本当の市民の声は出てこないのではないか。 | 第16条 | | |
| 145 | | (地域会議の構成について、)積極的に意見を出したいと言う人がここに入っていける形が望ましいので公募という形が良いと思う。ですので、公募という形も検討してほしい。 | 第16条 | | |
| 146 | | 地域会議の構成について、各種団体に限定しているような説明は必要なかったのではないかと思います。市民だけで良かったのではないかと。 | 第16条 | | |
| 147 | | 協働という考え方が出てくるということは、今までは、市民と市役所が合体していなかったということなのか。市民は市民で動いていて、その事に市役所は関心がなかったということなのか。 | その他 | | |
| 148 | 今日の集まりでも民生委員の方が少ないが、どこの集まりでも、大事な方、主軸になる方の出席が少ない。そこから考えてほしいと思う。 | その他 | | | |
| 149 | 門真市の人口が14万人から13万人くらいに減少していると思うが、その中で、働き盛りの人の流出が非常に多いと言われている。原因が分からないと解決できないから、その原因が何かあったら教えてほしい。 | その他 | | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|--|---|--------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 150 | 沖 小 学 校 | 地域会議の活動イメージで、住みやすい、美しい地域づくりと書いているが、例えば各校区の自治会の中に公園はあるのか。 | その他 | | |
| 151 | | 公園は各校区ごとにはあっても、全ての自治会に公園があるわけではないということなのか。 | その他 | | |
| 152 | | 地域会議について、個別に各自治会に来て説明してもらうことはできるのか。 | その他 | | |
| 153 | | 平成22年から条例制定に向け取り組んでおられるが、今まで説明会をずっと開催してきておられるのか。 | その他 | | |
| 154 | | (自治基本条例について、)もったときめ細かい内容を教えてもらわないと分かりにくいと思う。 | その他 | | |
| 155 | 四 宮 小 学 校 | 文言の提案・修正等が必要と考える。この条例には、「努力します」とかは書いているが、具体的に何をするかとかが書いていない。 | 条例全体 | 13人 | 245人 |
| 156 | | 北河内での自治基本条例の制定状況は、どのようになっているのか。 | 条例全体 | | |
| 157 | | 他の市も門真と同じような足並みで、自治基本条例や地域会議等も行っているのか。 | 条例全体 第16条 | | |
| 158 | | 公民協働は今の時代の中では必要だと思う。しかし市が、地域の方に丸投げといったら語弊があるが、投げかける部分が多い。自分も仕事の関係で、色んな団体から問題点を出しあってもらって、関連するところと協議していくというのは分かるが、ただ市民の方に投げかける部分が多い。市の中にも色々な部署が置かれていたり、虐待の問題についても色々な窓口があるので、市が地域に投げかけて地域の方でというなら良いが、最初から地域で何か出してくれというのはどうかと思う。校区や自治会によっては、取り組みも問題点も違うので、地域会議というものはなかなかまとまりにくいのではないかと思う。行政の方から、こういう問題があるから検討してくださいということなら、話も投げやすいかと思う。 | 第16条 | | |
| 159 | 地域の課題を見つけて、会議に赴いた場合は解決に向かうと思うが、孤立の問題が気になる。市民一人ひとりが主人公と知っているが、主役がみんなバラバラで、お互い隣が何をしている人か分からないという形であり、やはり孤立している。課題があるような気がしても、近所や自治会でも個人情報等があって上手く出していけない。課題を見つけないというのが大切だが、課題がまとまらない。個人の段階で地域会議に意見を出しても良いのか。 | 第16条 | | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する 条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|-------|---|------------|---------|----------|
| | | | | 人数 | 人数 合計 |
| 160 | 四宮小学校 | 住民というのは、非常に幅広い。「市民は人と地域とのつながりの大切さを知り、積極的に関わりを持つことによって。市民力及び地域力の向上に努めます。」とあるが、現実、自治会の今の問題は、市民の中には80、90、100歳位で独居で住んでいる人もいる。班長さんがいない地域もあり、入院している人もいたりして、話し合いすらできず、すでに手の施しようがなくなっている。日本全体がそうになっている。若い人は新居を買って固まって住んでいる。すでに隔離しているような状況で、話し合いもできないような現実があり、そのようなことについて、どのように対処するのか考えないといけないと思う。自治会で活動している人も少なくなっている。条例は理想が書いてあり、現実とかけ離れたことが書いている。今、宮前町の一角では班長さんもおらず、面倒見る人もどんどん減っている。何か強力な手を打たないといけない。 | 第16条 | | |
| 161 | | 市民一人ひとりがしっかりしないといけないというのはその通りである。地域会議はとても理想的なものだが、課題が出てきたときに解決に向かうかといわれると向かわないと思う。自治会の班長さんがいないところもある。一番小さな集団は自治会だと思う。自治会をどうにかしてサポートしていくことで、自治会と市の、ち密な関係が必要だと思う。社協も今、一人の人が15くらいの町を持っているが、ほとんど動けないということもあり、(公民協働課が)言っている(地域会議の)内容とイメージは社協の取り組みと一緒に、まずは今やっている社協をサポートして、社協との協働をするべきだと思う。 | 第16条 | | |
| 162 | | (地域には、)現状、自治会があるが、自治会を飛び越えて(地域の課題を)地域会議に持っていった場合、やはり自治会の人是不愉快だと思う。自治会の組織の役割を無視するとは何事かという感じで、感情的な部分で何かが起こると思う。今、社協と自治会が連携しているが、そこ地域会議の関係はどうなっているのか。 | 第16条 | | |
| 163 | | (自治基本条例素案の)パブリックコメントとはどのような内容か。 | その他 | | |
| 164 | | 児童のことについて、常駐というのは無理かもしれないが、他市ではスクールソーシャルワーカー等のシステムを入れて、子どもたちの家庭や学校の先生たちをフォローすることをしている。そのようなことについて、どこでどういう形で(市に対する)提案等の話ができるのか。 | その他 | | |
| 165 | | 自治基本条例素案はしなければならないからしているという印象を受ける。市長の取り組んでいることは、私たちが考えていることとは、正反対のことである。幼稚園をまた減らそうとしているし、小学校を統合して、通うのが遠くなる子どももいるのに、そのようなことを平気でやる。条例を作ると、市の仕事を地域住民に押しつけてくるような感じがする。門真市は、大阪府内の中でも限界集落である。若い人は門真市には住みづらいということである。住んでもらおうと思うなら、福祉や教育に力を入れるべきである。市からすればその辺りが削りやすいのだと思う。国自体が削減するという流れであり、(市は)追随している。私の考えでは、市は国からの無理な押し付けに対し、市民を守るものである。国から言われたことを市民に押しつけるなら市はいらない。条例素案は押し付けに感じるし、市民の思いと逆走している気がする。 | その他 | | |

| 番号 | 校区名 | ご意見等の概要 | 関連する条項 | 説明会参加人数 | |
|-----|-------|---|--------|---------|-----|
| | | | | 人数 | 人数計 |
| 166 | 四宮小学校 | 今の市長は、幼稚園も保育園も減らす。門真市にも待機児童が多くいるのではないか。 | その他 | | |
| 167 | | 若い人が門真市に来ようと思っても、子どもを預かってくれるところがなく、民間も高い。市民税を払っている意味がない。人数のゆとりもない。他市から若い人が来たら、すぐ幼稚園・保育園に入園できる状況になっていない。絶えず、保育園・幼稚園を空けておく状況が必要と思う。 | その他 | | |
| 168 | | 若い人が来てくれる地域を作りたいというのなら、市の根本的な考えを改めなくてはならない。 | その他 | | |
| 169 | | 市会議員の人と話をしたが、門真市は若い人が新婚時代に住んでいても、子どもができれば預ける場所がないので、みんな出ていってしまう。議員として出ているなら、もう少し考えるべきである。門真市は物価も安く、利便性もいいのだから、市がもっとアピールすべきである。住みやすい所なのに、若い人が出ていくのは、子どもを預ける施設がないからである。それと都市計画税というのは腑に落ちない。何を計画しているのか。門真市は東西には道路があるが、南北には、消防車が通れる道路がないので、道路を作るべきである。土地を持っている人を説得するべきである。市も住民もお互いに考えるべきである。ガラスケみたいに子どもでも興味を持つことを市はしなければならない。 | その他 | | |